

本資料に掲載する情報について様々な注意を払って掲載しておりますが、内容の正確性、有用性、安全性、その他いかなる保証を行うものでもありません。つきましては、本資料の情報を参考にとられた行動の結果生じた損害等であっても当社は一切責任を負いませんので、あくまでご自身の責任においてご利用ください。
また、ご使用の際には、内容等について必ず各自治体にご確認のうえご利用ください。

○騒音規制基準(工場および事業所騒音)(敷地境界線基準)

(単位;デシベル)

鳥取県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~19:00)	朝(6:00~8:00) 夕(19:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	50	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	60	50	45
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	65	50
第4種区域	工業地域	70	70	65
対象地域	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、八頭町、日吉津村の一部(具体的な区域区分は図面に記載)			
備考	県条例で深夜においては、工業専用地域を除く県下全域であらゆる事業活動に伴う騒音を規制			
条例・規則等	鳥取県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音・振動規制のあらまし			
更新月	2005年9月			
島根県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~21:00)	夜間 (21:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	40	40
第2種区域	-	55	45	40
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	70	60
対象地域	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市の区域が定められている。詳細は確認のこと。			
条例・規則等	島根県公害防止条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			

岡山県				
時間・区域の区分		昼間 (7:00～20:00)	朝(5:00～7:00) 夕(20:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日5:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	60	50	45
第3種区域	-	65	60	50
第4種区域	-	70	65	55
対象地域	25市町村の全域または一部。市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。			
条例・規則等	騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音・振動規制のあらまし			
更新月	2005年9月			
広島県(広島市も同じ)				
時間・区域の区分		昼間 (8:00～18:00)	朝(6:00～8:00) 夕(18:00～22:00)	夜間 (22:00～翌日6:00)
第1種区域	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	50	45	45
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域	65	65	55
第4種区域	工業地域及びこれに相当する地域(工業専用地域を含む。)	70	70	65
対象地域	指定市町村は13市54町5村。市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	・「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制区域に指定された地域 ・県条例で横だしあり。			
条例・規則等	広島県公害防止条例 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類 騒音・振動規制の概要			
更新月	2005年9月			

山口県				
時間・区域の区分		昼間 (8:00~18:00)	朝(6:00~8:00) 夕(18:00~22:00)	夜間 (22:00~翌日6:00)
第1種区域	-	50	45	40
第2種区域	-	60	50	45
第3種区域	-	65	65	55
第4種区域	-	70	70	65
工業専用地域	-	75	75	70
その他の地域	-	65	65	55
対象地域	市町村ごとに地域および区域が定められている。詳細は確認のこと。			
備考	1.「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ騒音規制法第四条第一項の規定により知事が定めた第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域。 2.「工業専用地域」とは、都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業専用地域。			
条例・規則等	山口県公害防止条例施行規則 騒音規制法に基づく地域区分、規制基準に関する条例類			
更新月	2005年9月			